

議案第10号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和7年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく特定任期付職員への勤勉手当の支給開始に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第13条から第15条の2まで、第19条から第21条まで及び第23条の7」を「第13条から第14条まで、第15条の2及び第19条から第21条まで」に改め、同条第2項中「第23条の2第1項及び第23条の4第2項」を「第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「第14条から第15条の2」を「第14条、第15条の2」に改める。

附 則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 略 (給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第8条、<u>第13条から第15条の2まで、第19条から第21条まで及び第23条の7</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第23条の2第1項及び第23条の4第2項</u>の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条</p>	<p>第1条～第6条 略 (給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <hr/> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第8条、<u>第13条から第14条まで、第15条の2及び第19条から第21条まで</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号</u>の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条</p>

第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」

_____とする。

第10条 給与条例第14条から第15条の2及び第16条の2までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 略

以下 略

第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第10条 給与条例第14条、第15条の2 及び第16条の2までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について																										
担当部	総務部																										
提案理由	人事院勧告に基づく特定任期付職員への勤勉手当の支給開始に伴う改正																										
制定改廃の根拠等	人事院勧告中「Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正」に基づく改正																										
条例の概要	<p>特定任期付職員への勤勉手当の支給を開始するにあたり、特定任期付職員業績手当を廃止し、下表のとおり期末手当の支給月数を調整するもの。</p> <p>(改正後の特定任期付職員の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">6年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.700月</td> <td>1.750月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.700月</td> <td>1.750月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7年度以降</td> <td>期末手当</td> <td><u>0.950月</u></td> <td><u>0.950月</u></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>0.875月</u></td> <td><u>0.875月</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>1.825月</u></td> <td><u>1.825月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(第7条、第9条及び第10条関係)</p>					6月期	12月期	6年度	期末手当	1.700月	1.750月	勤勉手当	なし	なし	計	1.700月	1.750月	7年度以降	期末手当	<u>0.950月</u>	<u>0.950月</u>	勤勉手当	<u>0.875月</u>	<u>0.875月</u>	計	<u>1.825月</u>	<u>1.825月</u>
		6月期	12月期																								
6年度	期末手当	1.700月	1.750月																								
	勤勉手当	なし	なし																								
	計	1.700月	1.750月																								
7年度以降	期末手当	<u>0.950月</u>	<u>0.950月</u>																								
	勤勉手当	<u>0.875月</u>	<u>0.875月</u>																								
	計	<u>1.825月</u>	<u>1.825月</u>																								
市民への影響等	特になし																										
施行日	令和7年4月1日																										
備考	【参考】影響額：97千円（1人）																										